

最高裁秘書第3273号

平成30年8月9日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成30年度（最情）諮問第33号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成30年8月7日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



### 理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

#### 1 諒問日等

##### (1) 諒問日

平成30年8月7日

##### (2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、大阪高裁平成29年(ネ)第1452号に関する大阪高裁平成29年10月26日判決からすれば、本件対象文書は存在する旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

ア 刑事裁判につき、どのような場合に虚偽告訴を立証するために行った被告人の証拠調べの請求を全て却下した上で、虚偽告訴がされたことをうかがわせる証拠がないと判断して、被告人の控訴を棄却することになっているかが書いてある裁判官の研修資料その他の文書

イ 破産事件につき、どのような場合に破産債権者が主張した破産者に関する具体的な免責意見を100%無視した免責に関する意見を破産管財人が提出したとしても、破産裁判所がこれを容認することになっているかが書いてある裁判官の研修資料その他の文書

- ウ 破産事件につき、どのような場合に破産債権者が主張した破産者に関する具体的な面積意見を100%無視した免責許可決定を出すことになっているかが書いてある裁判官の研修資料その他の文書
- エ 破産事件につき、どのような場合に不動産の任意売却で買主から消費税を受領した破産管財人が消費税の確定申告をしなくてもいいことになっているかが分かる裁判官の研修資料その他の文書
- オ 最高裁昭和57年3月12日第二小法廷判決・民集36巻3号329頁は、破産手続における裁判及び破産手続における破産管財人に対する監督権限の行使等にも妥当すると書いてある裁判官の研修資料その他の文書
- カ どのような場合に「虚偽の申告」を「虚偽の告訴」と読み替えた上で、虚偽の告訴状は提出していないという理由で損害賠償請求を棄却することになっているかが書いてある裁判官の研修資料その他の文書
- キ どのような場合に、控訴理由書における国家賠償請求に関する法的主張を1文字たりとも摘示せず、かつ、控訴理由に対する判断として「その他、控訴人の当審における主張・立証を勘案しても、上記認定・判断を左右するに足りない」等としか判決文には書かないことになっているかが分かる裁判官の研修資料その他の文書

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成30年5月7日付けで不開示の判断を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

本件申出に係る各文書に記載された事項が司法研修所の研修においてとりあげられたことはなく、探索によても本件申出に係る文書は発見されなかった。よって、本件申出に係る文書は作成又は取得していない。

(別紙)

- 1 刑事裁判につき、どのような場合に虚偽告訴を立証するために行った被告人の証拠調べの請求を全て却下した上で、虚偽告訴がされたことをうかがわせる証拠はないと判断して、被告人の控訴を棄却することになっているかが書いてある裁判官の研修資料その他の文書
- 2 破産事件につき、どのような場合に破産債権者が主張した破産者に関する具体的な免責意見を100%無視した免責に関する意見を破産管財人が提出したとしても、破産裁判所がこれを容認することになっているかが書いてある裁判官の研修資料その他の文書
- 3 破産事件につき、どのような場合に破産債権者が主張した破産者に関する具体的な免責意見を100%無視した免責許可決定を出すことになっているかが書いてある裁判官の研修資料その他の文書
- 4 破産事件につき、どのような場合に不動産の任意売却で買主から消費税を受領した破産管財人が消費税の確定申告をしなくてもいいことになっているかが分かる裁判官の研修資料その他の文書
- 5 最高裁昭和57年3月12日第二小法廷判決・民集36巻3号329頁は、破産手続における裁判及び破産手続における破産管財人に対する監督権限の行使等にも妥当すると書いてある裁判官の研修資料その他の文書
- 6 どのような場合に「虚偽の申告」を「虚偽の告訴」と読み替えた上で、虚偽の告訴状は提出していないという理由で損害賠償請求を棄却することになっているかが書いてある裁判官の研修資料その他の文書
- 7 どのような場合に、控訴理由書における国家賠償請求に関する法的主張を1文字たりとも摘示せず、かつ、控訴理由に対する判断として「その他、控訴人の当審における主張・立証を勘案しても、上記認定・判断を左右するに足りない」等としか判決文には書かないことになっているかが分かる裁判官の研修資料その他の文書